地方財政審議会付議(決裁)案件

平成29年3月10日(金)

(案件名)

・平成28年度地方債に係る同意等(最終協議等分・国の補正予算(第3号) 分)について(決裁案件)

(根拠法令は別紙)

自治財政局 地方債課 日向管理官 (内23392)

【根拠法令】

〇地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号)

(地方債の協議等)

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

11 <u>総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意</u>並びに 前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成<u>については、地方財政</u> 審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 <u>総務大臣は、</u>第1項、第3項及び第4項の<u>総務大臣の許可</u>並びに第1 項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指 定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 〇 地 方 財 政 法 施 行 令 (昭 和 23 年 法 律 第 267 号)

(地方債の協議の相手方等)

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 <u>総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方</u> 財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあっては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当 該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣 に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 <u>総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の</u> <u>意見を聴かなければならない。</u>

平成 28 年度地方債に係る同意又は許可について (最終協議(当初分・国の補正予算(第2号)分)・国の補正予算(第3号)分)

概要

○ 平成 28 年度一般会計債等について、地方公共団体からの起債協議又は起債許可申請に対し、同意又は許可を行うもの。

(単位:億円)

区	地方債計画額	既通知等額	今回通知額				計画残額
分	(第二次改正後) (A)	(B)	(C)	最終(当初分)	最終(補正2号分)	補正3号	(A) - (B) - (C)
一般会計債等	104, 241 【16, 080】	119, 934	777	184	298	295	▲ 16, 471
公営企業債等	25, 507 【1, 206】	24, 988	8	7	1	-	510
計	(320) 129, 748 【17, 286】	(482) 144, 922	(8) 786	(8) 191	(0) 299	(0) 295	▲ 170 ▲ 15, 960

- ※【】書きは、国の補正予算等に対応するため追加した額であり、内数である。
- ※ () 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。
- ※項目毎に四捨五入をしているので、計が合わないことがある。

○上記の内訳

(最終協議(当初分)に係る主なもの)

- ・災害復旧事業(約39億円)
- ・地方道路等整備事業(約30億円)

(最終協議(国の補正予算(第2号))に係る主なもの)

- ·学校教育施設等整備事業(約75億円)
- · 災害復旧事業(約64億円)

(国の補正予算(第3号)分に係る主なもの)

- ・災害復旧事業(約277億円)
- ·公共事業等(約18億円)

同意又は許可の予定日

平成29年3月15日(水)

〇 地方債同意等額について(平成28年度 最終協議(当初分・国の補正予算(第2号)分)、国の補正予算(第3号)分)

1 通常収支分

<u>1 通常収支分</u>	_									(単位:億円)
	地方債計画額 (第二次改正後)	既届出分	既通知額	今回同意等額	今回同意等額	今回同意等額	今回同意等額	合計	計画残額	割合
	A	(2月分まで) B	С	(小計) D=E+F+G	最終協議(当初分) E	最終協議(補正2号分) F	(補正3号分) G	H=B+C+D	I=A-H	H/A
一般会計債	65,212	21,874	54,954	771	178	298	295	77,600	▲12,388	119.0%
公 共 事 業 等	23,695	7,176	15,131	55	13	24	18	22,363	1,332	94.4%
公営住宅建設事業	1,210	928	1,262	6	6	0		2,197	▲ 987	181.6%
災害復旧事業	3,902	88	2,882	380	39	64	277	3,350	552	85.9%
教育·福祉施設等整備事業	7,816	1,880	8,764	159	20	139		10,802	▲2,986	138.2%
学校教育施設等	3,964	905	5,582	83	8	75		6,569	▲ 2,605	165.7%
社 会 福 祉 施 設	536	260	506	9	7	2		775	▲ 239	144.5%
一般廃棄物処理	1,461	280	1,502	0	0			1,782	▲321	122.0%
一般補助施設等	1,315	194	883	66	4	63		1,143	172	86.9%
施設(一般財源化分)	540	241	292					533	7	98.6%
一般単独事業	22,544	11,512	19,449	167	98	70		31,128	▲8,584	138.1%
般	4,432	4,918	4,753	26	23	3		9,697	▲ 5,265	218.8%
うち一般事業		4,918	4,624	26	23	3		9,568		
うち第三セクター改革推進債			129					129		
地域活性化	690	205	631	2				839	▲149	121.6%
防災対策	871	344	626	8		_		977	▲106	112.2%
地方道路等	3,221	3,736	2,434	31	30	1		6,201	▲2,980	192.5%
照 合 併 特 例 緊 急 防 災 · 減 災	6,200	1,256	7,082	90	25	64		8,428	▲2,228	135.9%
110 110 110 110 110	6,000	1,037	3,545 377	7	4	2		4,587	1,413	76.5%
公 共 施 設 最 適 化 辺地及び過疎対策事業	1,130	15		1		1		398	732	35.2%
辺 地 対 策	4,900 491	1	4,815 483	1		1		4,816	84	98.3%
過疎対策	4,409	1	4,332	1		1		4,334	75	98.3%
公共用地先行取得等事業	345	290	295	1		1		585	▲ 240	169.6%
行 政 改 革 推 進	700	200	2,201	3	3			2,203	▲ 1,503	314.8%
調整	100		155					155	▲ 55	155.0%
公営企業債	25,476	2,728	22,238	8	7	1		24,975	501	98.0%
水 道 事 業	5,047	183	4,843	4	3	1		5,030	17	99.7%
工業用水道事業	263	5	223	1	1	1		229	34	87.0%
交 通 事 業	1,744	420	1,218					1,638	106	93.9%
電気事業・ガス事業	178		170					170	8	95.5%
港湾整備事業	461	50	439					489	▲28	106.1%
病院事業・介護サービス事業	4,485	723	3,703	0	0			4,427	58	98.7%
市場事業・と畜場事業	519	222	284					506	13	97.5%
地 域 開 発 事 業	699	119	591	1	1			711	▲ 12	101.7%
下 水 道 事 業	11,986	984	10,698	2	1	0		11,683	303	97.5%
観光その他事業	94	24	69	0	0			93	1	98.6%
臨時財政対策債	37,880	10,720	27,167					37,886	▲ 6	100.0%
退職手当債	800		2,189					2,189	▲ 1,389	273.6%
合計	129,368	35,322	106,548	779	185	299	295	142,649	▲13,281	110.3%
減収補塡債(5条分)			730					730	▲ 730	-
減収補塡債(特例分)	100.00	07.05	1,933	6			201	1,939	▲ 1,939	- 110.00/
総計	129,368	35,322	109,211	785		299	295	145,318	▲ 15,950	112.3%
国の予算等貸付金債	(305)	(361)	(116)	(6)	(6)	0	0	(484)	▲ 179	158.6%

(注)|四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

										(半位.応1)
	地方債計画額 (第二次改正後)	既届出分(2月分まで)	既通知額		今回同意等額 最終協議(当初分)	今回同意等額 最終協議(補正2号分)	今回同意等額 (補正3号分)	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D=E+F+G	E	F	G	H=B+C+D	I=A-H	H/A
一般会計債	349	18	349	0	0			368	▲ 19	105.4%
公営住宅建設事業	323		286	0	0			286	37	88.7%
災害復旧事業	18		6					6	12	35.6%
一般補助施設等※※		18	53					71	▲ 71	-
一般単独事業	8		4					4	4	47.4%
公 営 企 業 債	27		21					21	6	78.9%
水 道 事 業	1		1					1	0	53.0%
市場事業・と畜場事業	4		3					3	1	81.5%
下 水 道 事 業	22		18					18	5	79.5%
被災施設借換債	4		1					1	3	15.3%
総計	380	18	371	0	0			390	▲ 10	102.5%
国の予算等貸付金債	(15)	0	(5)	(1)	(1)	0	0	(6)	(9)	39.8%

[・] (注)|四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合 計

(単位:億円)

											(半位:応1)
I		地方債計画額	既届出分	既通知額	今回同意等額	今回同意等額	今回同意等額	今回同意等額	合計	計画残額	割合
		(第二次改正後)	(2月分まで)		(小計)	最終協議(当初分)	最終協議(補正2号分)	(補正3号分)	DAI	前四次領	리ㅁ
L		Α	В	С	D=E+F+G	E	F	G	H=B+C+D	I=A-H	H/A
	1 通常収支分	129,368	35,322	109,211	785	191	299	295	145,318	▲ 15,950	112.3%
	2 東日本大震災分	380	18	371	0	0			390	▲ 10	102.5%
ſ	슴 計	129,748	35,340	109,582	786	191	299	295	145,708	▲ 15,960	112.3%
	3 国の予算等貸付金債	(320)	(361)	(121)	(8)	(8)	0	0	(490)	▲ 170	153.0%

⁽注)1四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

^{※※} 復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

平成28年度地方債計画に対する同意等通知状況(平成29年3月10日現在)

〇地方債計画 当初分

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	112, 462	28, 335	18, 160	36, 900	29, 067
既通知等額 (B)	134, 231	29, 747	18, 860	31, 473	54, 150
今回同意等額(C)	191	54	27	1	110
通 知 等 額 計 (D)【(B)+(C)】	134, 422	29, 801	18, 887	31, 474	54, 260
差引 (A)-(D)	▲ 21, 960	▲ 1, 466	▲ 727	5, 426	▲ 25, 193

^{※1} 財政融資資金の不足額 1,466 億円については、前年度からの繰越分 708 億円、地方債計画改正分のうち 600 億円及び未協議等額を充当。

〇地方債計画 第1次改正分(国の補正(第2号)等分)

(単位:億円)

(単位:億円)

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	16, 535	7, 397	1, 460	0	7, 678
既通知等額 (B)	10, 691	5, 360	718	667	3, 947
今回同意等額(C)	299	140	10	0	149
通 知 等 額 計 (D)【(B)+(C)】	10, 991	5, 500	728	667	4, 096
差引 (A)-(D)	5, 544	1, 897	732	▲667	3, 582

〇地方債計画 第2次改正分(国の補正(第3号)分)

(単位:億円)

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	751	711	2	0	38
今回同意等額(B)	295	288	0	0	8
差引 (A)-(B)	456	423	2	0	30

〇合計 (単位:億円)

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	129, 748	36, 443	19, 622	36, 900	36, 783
既通知等額 (B)	144, 922	35, 107	19, 578	32, 140	58, 097
今回同意等額(C)	786	481	37	1	267
通 知 等 額 計 (D)【(B)+(C)】	145, 708	35, 589	19, 615	32, 141	58, 363
差引 (A)-(D)	▲ 15, 960	854	7	4, 759	▲ 21, 580

[※] 端数処理の都合により、合計が一致しない場合がある。

^{※2} 地方公共団体金融機構資金の不足額727億円については、地方債計画改正分を充当。